

1. 研究費の適正な管理の徹底**経緯：**

公的研究費等の適正な管理については、ルールを遵守し、適正に遂行しているが、文部科学省がウェブサイトにて公開している「研究機関における不正使用事案」に鑑み、現時点で強化すべき取り組みを重点的に実施する。具体的には、物品の適正な管理、「カラ出張、旅費の虚偽請求」の防止、「カラ謝金・カラ雇用」の防止である。

具体的な取り組み：

項目	具体的な取り組み	備考
計画的な予算執行	毎年秋ごろに、予算執行状況や当該年度の予算計画の確認を行う。	計画通りの執行を促し、年度末の支出の集中を防ぐ。
物品費	すべての物品について、購入後、速やかに検収を行う。また、事務部署による発注の場合、発注担当者以外の者も検収を行う。	検収業務の形骸化を防ぎ、未検収の物品の予算執行は行わない。
物品費	一定の金額以上の物品の発注は、研究者本人ではなく事務部署にて行う。	発注権限の確認。
物品費	必要に応じて、事務部署より研究者に研究課題との関連性を確認する。	目的外使用の防止。
物品費	換金性の高い物品を中心に、年に一度、一定数を抽出し所在確認を行う。	転売等の防止。
物品費	一定の金額以上の取引がある業者には、不正を行わない旨の誓約書の提出を義務付ける。	研究者と業者の癒着による不正使用の防止。
旅費	出発前の出張申請を徹底する。	計画的な出張であることを確認。
旅費	航空機を使った場合は搭乗券、宿泊を伴う場合は宿泊証明又はホテルで発行された領収書の提出を義務付ける。	カラ出張、旅費の虚偽請求の防止。
旅費	出張後に提出する出張報告において、具体的な内容の記載を求める。	カラ出張、旅費の虚偽請求の防止。
人件費・謝金	雇用する前に雇用申請書の提出を義務付ける。	計画的な雇用を行い、事前に勤務条件等を確認する。
人件費・謝金	出勤表等の提出は、原則として被雇用者本人が行う。	カラ謝金・カラ雇用の防止。
人件費・謝金	雇用された学生等にも研究費の適正な使用についての情報を周知し、内容を理解したこと、不正に関与しないことについて誓約を求める。	研究課題に関する業務の対価であることの確認。
研究費使用についての誓約書	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員が、研究費の適正な使用及び不正行為を行わないことについて誓約する。	関係者の意識の向上と浸透

2. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の徹底

経緯：

文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を定め、2015年度より、研究機関に所属する研究者や研究支援者への研究倫理教育の実施が強く求められている。本学でも、2015年度から講習会及び理解度調査、その後は、eラーニングコースを利用し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講を義務付けている。

具体的な取り組み：

- 1) 定期的な受講が求められていることから、前回受講してから5年以上経過した教員については、再度の受講を義務付ける。
- 2) 大学院後期課程及び前期課程に在籍する学生に対しても研究倫理eラーニングコースの受講を義務付ける。
- 3) コンプライアンス教育については、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者及び職員に受講を義務付け、研究費の適切な執行・管理について、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- 4) 研究倫理教育・コンプライアンス教育の内容についても、定期的に見直しを行う。また、不正防止のための啓発活動を合わせて実施する。

以 上